

札幌市生活就労支援センター運営要綱

平成 27 年 3 月 25 日 保健福祉局長決裁

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号、以下「自立支援法」という。）に基づく生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する事業（以下「自立支援事業」という。）の実施により、生活困窮者の自立の促進を図るため、札幌市生活就労支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(実施主体及び事業運営)

第 2 条 自立支援事業の実施主体は札幌市とする。ただし、自立支援事業の運営については、自立支援事業を適切、公正かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他札幌市が適当と認める者に委託する（自立支援事業に係る決定及び生活困窮者住居確保給付金の支給事務を除く）。

(支援センターの事業内容)

第 3 条 支援センターにおいて、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給

(対象者)

第 4 条 支援センターの利用対象者は、自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年 2 月 4 日厚生労働省令第 16 号）に定めるところによる。ただし、生活困窮者自立相談支援事業の実施に当たっては、生活困窮者の多くが複合的な課題を抱えていることから、対象を広くとらえ、排除のない対応を行う。

(支援員の配置)

第 5 条 支援センターに主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「支援員」という。）を配置する。

2 支援員の職務内容は、別表 1 のとおりとする。

(支援センターの設置場所)

第 6 条 支援センターの設置場所は、別表 2 のとおりとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域生活支援担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条第2項関係）

支援員の種類	職務内容
主任相談支援員	(1) 支援センターにおける相談業務全般の管理 (2) 相談支援員及び就労支援員の指導・育成 (3) 支援困難事例の対応など高度相談支援 (4) 社会資源の開拓・連携 (5) その他
相談支援員	(1) 支援センター利用者の課題の把握・分析 (2) 支援計画の作成 (3) 関係機関との連絡調整、訪問支援 (4) 支援経過の把握及び相談記録の管理 (5) その他
就労支援員	(1) 支援センター利用者の能力開発、職業訓練及び就労支援 (2) 求職者支援センター（あいワーク）等就労支援機関との連携 (3) 個別求人開拓及び職業紹介 (4) その他

別表2（第6条関係）

場所
札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階